

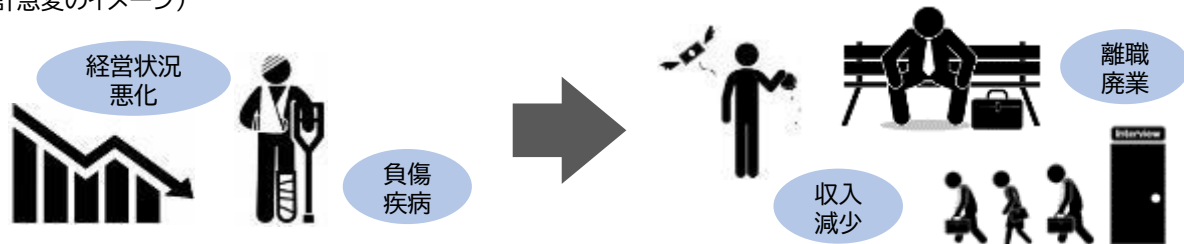
国公立高等学校等奨学のための給付金 「家計急変世帯への支援」の申請手続きについて

制度の概要

- 自己の責めに帰することのできない事由(※1)により、保護者等(親権者等)(※2)の収入が減少して家計が急変した世帯に対して、奨学のための給付金(※3)を支給します。

- ※1 負傷や疾病、経営状況の悪化などによる離職・休職・廃業・収入減少など(離婚・死亡は対象になりません)。対象となる事由は、P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
- ※2 P.5の考え方のとおりです。
- ※3 奨学のための給付金とは、府内に在住する低・中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。

(家計急変のイメージ)



支給対象となる要件

- 基準日(P.4「給付金額」参照)現在の状況が、次の要件すべてを満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者等)全員が大阪府内に在住していること。
→ 府外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- ② 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。)
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金又は新修学支援制度の受給資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。
原則、生徒が基準日現在において休学していないこと。
- ⑤ 家計急変の発生事由が別に定める要件に該当すること。
→ P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
- ⑥ 令和7年12月2日から令和8年12月1日までに家計急変した者であること。
→ 令和8年12月2日以降に家計急変した場合、今年度は審査対象外です。

<高等学校等就学支援金の対象生徒の場合>

- ⑦ 保護者等全員の家計急変発生後の収入見込額から算出される住民税の所得割額(※4)が
 - ・非課税(0円)であると認められる世帯
 - ・100円以上105,500円未満であると認められる世帯
 - ・105,500円以上182,500円未満であると認められる世帯 のいずれかであること。

<高等学校等就学支援金(経過措置)及び高校生等新修学支援等の対象生徒の場合>

- ⑦ 保護者等全員の家計急変発生後の収入見込額から算出される住民税の所得割額(※4)が
 - ・非課税(0円)の世帯であると認められること。

※4 家計急変事由の発生後3か月分の収入証明書類をもとに、家計急変事由の発生後1年間の収入見込額を推計します。住民税の所得割額とは、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のことです。

●申請書に併せて、次の①～⑤の書類を提出してください。

①令和8年度 市町村民税・府民税の課税証明書等

保護者等(親権者等)全員必要

→ 次のA～Cのいずれかの書類です。

A: 課税証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

B: 住民税特別徴収税額の決定通知書の写し(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

C: 納税通知書の写し(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

事前に
確認を!

**保護者等(親権者等)全員、
税の申告が必要です!**

収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?

必要です!



②家計急変の発生事由を証明する書類

令和8年度非課税でない家計急変事由が発生した
保護者等(親権者等)全員について必要

→ 次のA、Bにあたる書類がどちらも必要です。また、家計急変の発生事由によって提出書類が異なります。
詳細は、P.3『●「②家計急変事由を証明する書類」について』をご参照ください。

A: 離職等の事実を証明する書類…雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届出書 など

B: 離職等の事由を証明する書類…雇用保険受給資格者証、事由申立書(※5)、
その他事由を証明できる書類(理由によって異なります)

③家計急変後の収入を証明する書類

保護者等(親権者等)全員必要

→ 家計急変事由が発生した翌月(月の1日に家計急変した場合は当月)から連続3か月分の収入について、
次のA～Cいずれかの書類が必要です。

なお、審査の状況により、追加で3か月分以上の書類の提出をお願いする場合があります。

A: 給与収入の場合…給与明細の写し

B: 給与収入以外(事業収入など)の場合…収入証明書(※5)

C: 収入が0円で、給与明細の写しや公的書類がない場合…無収入誓約書(※5)

④国籍・在留資格等が確認できる書類

→ 国籍等確認書類とは、次の㉔(すべての生徒)、㉕(生徒が日本国籍以外の場合)、

㉖(生徒が家族滞在している場合)の書類です。

㉔ 国籍を確認できる書類

・住民票の写し

㉕ 在留資格及び在留期間がわかる書類

・特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し等
※㉔と㉕の書類が同一の場合㉔と㉕を兼ねて提出いただけます。

㉖ 在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も
併せて提出してください。

※大阪府立高等学校等に在学中であり、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援、
高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の認定を受けている場合不要です。

⑤給付金振込先口座の通帳等の写し

(申請書に貼付してください)

※5 事由申立書・収入証明書・無収入誓約書は、大阪府所定の様式です。必要な場合はお通りの
学校事務室よりお受け取りください。

●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について

対象となる家計急変事由			提出書類(※6)
離職	雇用保険加入者	雇用保険受給資格者証又は離職票に記載の離職理由コードが次のいずれかであること。 11(1A):解雇 12(1B):天災その他やむを得ない理由により事業継続不可能になったことによる解雇 21(2A):特定雇止め(雇用期間3年以上、雇止め通知あり) 22(2B):特定雇止め(雇用期間3年未満、契約更新明示あり) 23(2C):期間満了(雇用期間3年未満、契約更新明示なし) 31(3A):事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B):事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C):正当な理由のある自己都合退職(31(3A)、32(3B)、34(3D)を除く) 34(3D):正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)	A・B:雇用保険受給資格者証又は離職票
	雇用保険非加入者	自己の責めに帰することのできない理由(=上記コードに相当する理由)があること。 例)・妊娠、出産、育児等により就労が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされたこと。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、辞令等 B:事由を証明する書類(※7)
		負傷、疾病等によるもの。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、離職票等 B:診断書等
廃業		自己の責めに帰することのできない理由があること。 例)・経営状況の悪化により事業の継続が困難となったこと。 ・妊娠、出産、育児等により事業の継続が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために廃業を余儀なくされたこと。	A:廃業届出書 B:事由を証明する書類(※7)
		負傷、疾病等によるもの。	A:廃業届出書 B:診断書等
休職(休業)		負傷、疾病等によるもの。	A:休職(休業)を証明する書類 B:診断書等
上記以外による収入の減少		自己の責めに帰することのできない理由があり、収入が減少したこと。 例)・会社員等で、会社側の都合により給与を減額されたり、シフトを減らされたりしていること。 ・個人事業主等で、経営状況の悪化によること。	A・B:事由申立書(※8)

- ※6 提出書類は、第三者に証明された公的書類に限りません。
- ※7 事由によって異なります。 例)妊娠、出産、育児等による場合 … 母子健康手帳の写し等
- ※8 会社員等の場合は会社による証明が、個人事業主等の場合は事業主本人の誓約が必要です。

申請から支給までの流れ

- 申請の手続き(書類の受け渡し及び提出)はお通りの学校事務室を通じて行います。
家計急変の発生後、速やかに学校事務室に連絡し、申請手続きを進めてください。
- 申請書類は、学校が定める期限までにご提出ください。
- 審査結果や振込日は、令和9年1月中旬頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。支給は令和9年1月末頃を予定しています。
⑦ 申請書の提出が遅れた場合や審査状況によって、支給日が遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当します。

	～7月1日	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月
令和8年7月1日以前に家計急変事由が発生	家計急変事由が発生	家計急変給付申請	書類審査・支給準備				支給(年額)
令和8年7月2日以降に家計急変事由が発生	家計急変事由が発生	家計急変給付申請	書類審査・支給準備				支給(事由発生日により異なる)

給付金額

●給付金額は基準日によって異なります。

基準日は、家計急変事由の発生日(離職日・休職開始日・廃業日等)によって定められます。

- ④ 家計急変事由が、勤務時間の短縮やシフト日数の減少、給料の減額などによる収入減少の場合、家計急変事由の発生日は収入が減少し始めた月の給与振込日とします。

家計急変事由の発生日	基準日	給付金額
令和8年7月1日以前	令和8年7月1日	年額(下記<給付金額>を参照)
令和8年7月2日以降	家計急変事由の発生日の翌月1日 (発生日が月の1日の場合は当月1日)	年額÷12か月×基準日の属する月から翌年3月までの月数 より算出した金額(例3を参照)

例1)令和8年4月25日に離職した場合、基準日は令和8年7月1日 → 年額を支給

例2)令和7年12月15日に離職した場合、基準日は令和8年7月1日 → 年額を支給

例3)令和8年7月分の給与(給与振込日は7月25日)から収入減少した場合、基準日は令和8年8月1日

→ 年額143,700円 ÷ 12か月 × 8か月(8月～翌年3月) = 95,800円 を支給(非課税相当世帯の場合)



家計急変事由の発生日が令和8年7月2日以降であれば奨学のための給付金(通常申請)と併せて申請できます。詳細は学校事務室へご相談ください。

<給付金額>

区分	対象生徒の区分	給付金額(年額)	
		全日制・定時制	通信制
1	家計急変により、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)相当であると認められる世帯に扶養されている生徒	143,700円	50,500円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額 家計急変により、100円以上、105,500円未満相当であると認められる世帯に扶養されている生徒(※9)	47,900円	16,830円
3	家計急変により、105,500円以上、182,500円未満相当であると認められる世帯に扶養されている生徒(※9)	35,930円	12,630円

※9 高等学校等就学支援金の認定者が対象となります。(経過措置を除く。)

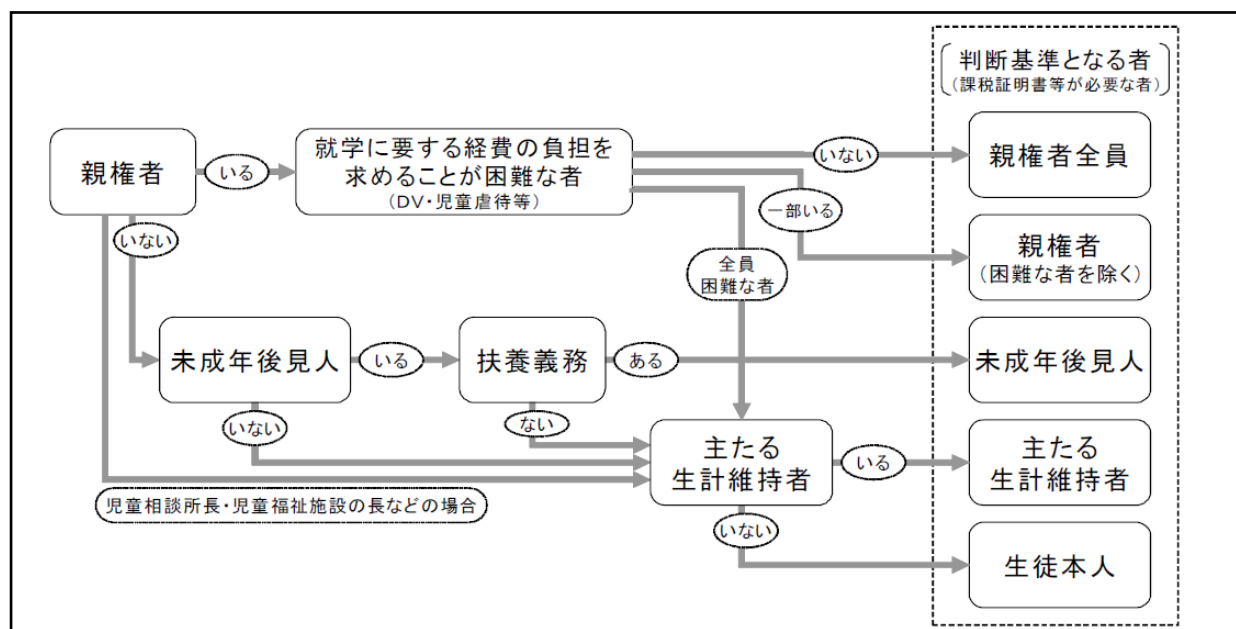
●所得割額が非課税相当となる給与収入・所得の目安

扶養親族の人数	2人	3人	4人	5人
給与収入	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満	約370万円未満
給与収入以外(所得)	約147万円未満	約182万円未満	約217万円未満	約252万円未満

- ④ 「給与収入」は給与や賞与などの合計金額を、「給与収入以外(所得)」は売り上げから必要経費・諸経費を差し引いた金額を指します。

- ④ 区分2・3に該当される場合は提出の「家計急変後の収入を証明する書類」を基に所得割額(推定)を算出し区分を判定します。

保護者等（親権者等）の考え方



FAQ



Q1. 申請すれば、必ず給付金を支給されますか？

A1. 必ず支給されるものではありません。家計急変の発生事由が要件に該当するか、収入がいずれの給付区分か等を審査し、認定を受けた場合のみ支給されます。



Q2. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は離職しましたが、母の収入は変わりません。対象となりますか？

A2. 対象です。家計急変が発生した父・母いずれか(あるいは両者)の家計急変事由がわかる書類等をご提出ください。
併せて、両親の世帯合計収入(推定)が各区分に該当する必要があります。



Q3. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は6月15日に離職し、母は9月15日に休職しました。この場合、基準日はいつになりますか？

A3. 保護者等全員が離職・休職した時点で考えるため、母の休職開始日(9月15日)より、基準日は10月1日となります。また、収入証明書類についても、両親とも10～12月分の証明が必要となります。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府立四條畷高等学校 事務室 TEL:072-877-0004

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX:06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピッとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX:06-6910-8005

